



## 脱税共犯者とされた税理士からの訴え

～脱税事件につき無罪判決を得た税理士から元顧問先に対する損害賠償請求事件～

脱税事件の共犯者とされ、逮捕、勾留、起訴され、刑事事件の被告人として防御活動を行わざるを得なくなったことにより損害が発生したとして、税理士が、元顧問先に対して損害賠償を求めたという珍しい事件が判例雑誌に掲載されました。何が起きても、不思議ではない時代とはなっていますが、それにしても……………！、という思いでこの事件を紹介します（平成20年10月9日名古屋地裁・A事件一部認容・一部棄却、B事件本訴棄却、TAINSコード Z999-0119）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

この事件は、①原告である税理士甲が元顧問先であった乙山松夫とその妻花子が、税理士から脱税の指導を受けたという虚偽の供述をしたために、甲はこの脱税に関与していなかったにも関わらず、脱税事件の共犯者として逮捕、勾留、起訴され、営業損害等を被ったとして、元顧問先であった乙山らに対し、不法行為に基づき、各自損害金1億2,307万4,281円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるといふA事件と、②乙山らが、顧問税理士であった甲は、その申告内容が虚偽であることにつき知り又は容易に知り得たにもかかわらず、内容虚偽の所得税確定申告書を作成し提出したことは税務委任契約違反であり、これにより乙山らが所得税法違反の罪に問われ、重加算税の負担や売上減少等の損害が生じたとして、債務不履行に基づき損害金5億7,993万円のうち2億8,996万円及び遅延損害金の支払を求めたB事件本訴、③税理士が、被告乙山松夫に対し、税理士である原告が脱税行為に関与していないことを知りながら、虚偽の請求原因事実により、B事件本訴を提起したこと自体が不法行為を構成するとして、不法行為に基づき損害金2,000万円及び遅延損害金の支払を求めたB事件反訴、という3つの事件が絡む複雑な事案です。

### 2 裁判所の判断

捜査段階あるいは刑事公判において、供述者が故意に虚偽の供述をした場合、それにより被害を被った者は、当該供述者に対し、不法行為に基づきその損害の賠償を請求できることについては疑いの余地がない。当裁判所は、被告らは故意に虚偽の供述をしたものと認定することができる。

被告らの供述内容は、その中核となる各部分につき、随所に合理性のない変遷や、認定事実や他の供述と整合しない部分が多く存在し、その内容自体も不自然かつ不合理な部分も見受けられるほか、その供述態度等も真摯であるとはいえず、これらを総合すれば、被告らがなした原告が脱税に関与したという本件刑事事件の捜査段階における供述は、到底信用することができない。

原告は、被告らの虚偽供述により、逮捕、勾留、起訴され、刑事事件の被告人として防御活動を行わざるを得なくなったことにより損害が発生したものであるから、被告らに対し、連帯して、不法行為に基づき損害金5,017万6,532円及び遅延損害金の支払を求めることができる（甲事件）。

被告らが共謀の上で、自ら脱税という違法行為をしておきながら、その脱税の是正を行わなかったことをもって原告に対し税務委任契約の債務不履行責任を追求することは、信義則に反することであり、許されない。かかる判断は、仮に原告の税理士としての業務や履行補助者業務に不十分な点があったとしても上記認定を左右するものではない。被告らの請求は理由がない（乙事件本訴）。

被告らの訴えの提起は、事実的、法律的に根拠を欠くものであり、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠き、違法であるといえるから、不法行為に基づき慰謝料70万円、弁護士費用7万円及び遅延損害金を支払う責任を負う（乙事件反訴）。（税法データベース編集室 朝倉 洋子）

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判30頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。